

※DCとは Defined Contribution の略＝確定拠出年金のことです。 平成22年2月25日 NO. 77

今回は、本年4月に新たに施行される保険法によって想定される確定拠出年金(DC)制度への影響について考えてみたいと思います。

■ DC制度における保険法施行の影響

1. 保険法制定の趣旨

今般、保険法が制定されることとなった背景には、保険契約の根拠法の一つである商法が約100年もの間、実質的な改定がされていなかったこと、現在の社会経済情勢に見合っていないことなどがあります。そこで、保険契約に関する新しいルールを単独の法律として制定することになりました。

2. 保険法の主な内容

保険法は5つのポイントから成り立っています。

- ① 共済契約への適用範囲拡大
- ② 傷害疾病保険に関するルールの新設
- ③ 保険・共済の利用者の保護
- ④ 賠償責任保険契約における被害者の優先
- ⑤ 保険金受取人の変更ルールの明確化

これらのうち、①と②については、現行法上、網羅されていなかった範囲につき規定されるものです。③については、保険契約者あるいは保険金受取人の保護のため、告知に関するルールの見直しを行い、さらには、法律の規定よりも保険契約者等に不利な約款の定めを無効とする規定を設けています。⑤の保険金受取人変更に関しては、保険金受取人の変更の意思表示の相手方は保険者であること、遺言による保険金受取人の変更も可能であることが明文化されます。

また、この他、モラルリスクの防止の観点から、保険会社による契約の解除が可能となる「重大な事由による解除」規定が設けられます。

3. GIC(確定拠出年金保険)への影響

DC制度の運用商品のひとつで元本確保型商品として採用されているGIC(確定拠出年金保険)※についても、同様に「重大事由による解除」規定の新設が予定されています。この「重大事由」とは、保険契約者がごく短期間に複数の保険契約に重複して加入し、給付金合計が著しく過大で制度の目的に反する可能性があるときや、故意の事故・詐欺など極めて悪質なものが挙げられます。

しかしながら、DC制度上、制度移換金がある程度積み上がることはあっても、掛金限度額の制約があることから、GICが過大な保険契約となることは想定しづらいと考えられます。また、GICはDC制度の中で運用されている保険商品であるため、商品提供機関としての保険会社は、加入者等の個人情報原則的に保有しません。そのため、今般「重大事由による解除」規定が新設されても、DC制度の中で保険会社が「重大事由による解除」を行使するという場面も想定しづらいと考えられます。

※「GIC(確定拠出年金保険)」とは、確定拠出年金法に定められた「元本確保型商品」のひとつで、一定期間(10年間など)一定利率を保証する予定利率変動型確定拠出年金保険のことです。

4. 今後の予定

保険法は、本年4月1日に施行される予定です。また、前述のDC制度において採用されているGICの保険約款も改定される予定となっており、DC制度の加入者等に提供されている説明用資料も同様に改定される予定となっています。

以上